

**令和 8 年度新潟県地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業（新規参入）補助金
公募要領【三次公募】**

1 目 的

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県内企業による再生可能エネルギー等分野産業への参入促進を目的とする。

対象となる 再生可能エ ネルギー等 分野の範囲	以下のいずれかに該当する分野 ① 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、海流（潮流）発電、波力発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、地中熱利用、雪冷熱利用、下水熱利用、排熱利用、又はその他県のエネルギー施策の方向性に合致する分野 ② 脱炭素燃料・素材への転換に関する分野
----------------------------------	--

2 事業の概要

(1) 補助対象事業

県内企業による、再生可能エネルギー等分野産業への参入に向けた研究開発、実証試験又は調査（以下「研究開発等」という）を行う事業。

なお、本事業とは別に、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は本事業の対象外とする。

ア 開発補助金

区 分	研究開発
目 的	県内企業が自社製品又はメーカー等に提案するための研究開発費を支援し、再生可能エネルギー等分野産業への参入を促進する。
要件等	・採択者及び採択テーマは県において公表する。 ・事業完了後 5 年間、企業化状況を報告すること。

イ 調査補助金

区 分	市場性調査	実証環境調査
目 的	製品開発の実施前に市場性調査を行う経費を支援し、市場ニーズに合った製品開発を進めることにより、再生可能エネルギー等分野産業への参入を促進する。	実証試験の実施前に実証環境を調査する経費を支援し、実証段階から県内企業の再生可能エネルギー等分野産業への参入を促進する。
要件等	採択者及び採択テーマは県において公表する。	

(2) 補助対象者

以下のいずれかに該当する者

- ① 県内に主たる事業所を有する企業又は団体
- ② ①に該当する企業又は団体を構成員として含む事業体であり、かつ申請主体が①に該当する企業又は団体であるもの

(3) 補助率等

- ア 補 助 率 1 / 2 以内
イ 補助上限額 5,000 千円

(4) 補助対象経費

補助対象経費	
経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、改造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費
旅費	事業従事者が事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
謝金	事業を行うために必要な謝金（専門家謝金等）
使用料・賃借料	機械装置、会議室等の使用、賃借に要する経費
印刷製本費	調査用紙、報告書等の印刷製本に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

3 事業期間

交付決定の日から令和9年2月28日まで

交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。ただし、見積徴収等の契約準備作業は除く。

4 公募スケジュール

令和8年8月7日（金）	公募開始
令和8年9月30日（水）	補助金交付申請書提出期限
令和8年10月中旬	審査委員会開催
令和8年10月下旬	補助金交付決定

5 補助金交付申請書の提出

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 申請者（代表企業・団体）の概要（別紙1－1）
- ウ 共同事業者・大学等の概要（別紙1－2）
- エ 事業計画書（別紙1－3）
- オ 経費配分書（別紙2）
- カ パートナシップ構築宣言文の写し（※該当がある場合のみ）

(2) 提出期限

令和8年9月30日（水） 17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）または電子メールにより提出すること。

※持参する場合は、業務時間内（土日・祝祭日を除く 8 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 17 時 15 分まで）に訪問すること。

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 新エネルギー資源開発室

電話：025-280-5257 FAX：025-280-5508

E-mail：ngt050030@pref.niigata.lg.jp

6 補助金交付申請内容の審査

(1) 審査方法

提出された補助金交付申請書等に基づき、外部有識者を含む審査委員会において、書面審査及び必要に応じてヒアリング（プレゼンテーション方式）による審査を行う。

(2) 審査日時、会場等

書面審査は、補助金交付申請書受理後に実施する。

ヒアリングによる審査の日時、会場等は、提出申請者に対して別途通知する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、別表の審査の視点により評価する。

7 補助金交付申請の審査結果通知

県は、審査委員会の意見を踏まえて採否を決定することとし、審査結果は 10 月下旬を目途に申請者全員に通知する。

なお、不採択の理由についての問い合わせには応じない。

別 表

「新潟県地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業（新規参入）補助金」審査の視点

評価項目	内容	配点	審査の視点
申請者	申請者の適格性	5 点	● 申請者は補助対象者の要件を満たす者か ● 県内に主たる事業所を有する企業又は団体が申請事業に積極的に関わる立場にいるか
	取引適正化への寄与	5 点	● 申請者（共同事業者を含む）がパートナーシップ構築宣言をしているか
事業計画内容	現状把握 課題抽出	10 点	● 事業実施の背景となる現状や課題が明確か
	目的の妥当性	20 点	● 再生可能エネルギー等分野産業に参入するための研究開発又は実証試験実施の目的・方向性が妥当か ● 研究開発実施前の市場性調査又は実証試験実施前の環境調査の目的・方向性が妥当か
	補助事業の 具体性	35 点	● 技術・アイデアの水準が高い事業となっているか ● 具体的かつ詳細な事業となっているか ● 実現性の高い事業となっているか ● 現在の市場性又は今後の市場性の創出若しくは拡大が見込まれる事業となっているか ● 県内地域での市場性の創出若しくは拡大を見込んでいるか
業務遂行能力	業務実施体制	10 点	● 業務を実施するために必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確かつ適当か
計画工程	計画工程の確実性	20 点	● 本事業における実際の作業内容・作業量が具体的に記載されており、方法、スケジュールが効率的・実現可能なものであるか ● 事業終了後の市場参入に向けた取組スケジュールが示されているか
合計		105 点	